

基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を実現できるまちづくり

主要施策 5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備

現状と課題

男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働条件の整備や働き方の見直しが求められており、引き続き、労働者、事業主、地域住民等、広く社会全体の意識改革を進めることが重要です。

市役所自らが、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め、さらなる意識啓発を進めていきます。

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者における育児休業制度の利用状況は「母親が利用した」が16.9%、「父親が利用した」が0.2%となっており、母親と父親で利用状況に大きな差が出ています。そのため、ワーク・ライフ・バランス社会の形成について、男女双方への働きかけや意識改革を行う必要があります。

さらに、現在就労していない母親の就労希望の有無については、「すぐに働きたい」、「子どもが大きくなったら働きたい」が就学前児童の母親で合計67.3%、就学児童の母親で59.4%となっており、子育て中の母親が就労をするため、女性の再チャレンジ支援など、就労支援を充実する必要があります。

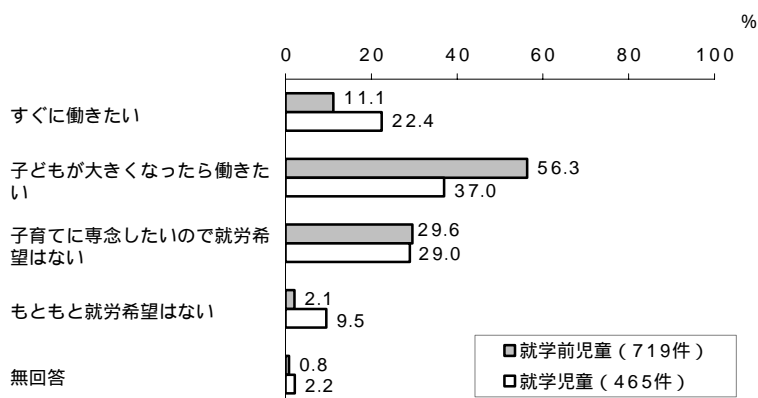


図 母親の就労希望の有無

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

家庭より仕事にウェイトを占めてしまう父親が相当多いのではないかと感じている。そういうところから変えていかなければいけないと感じている。

仕事をとにかくガムシャラにやることによって評価されるような、そういった風潮がある。考えそのものを変えていかなければ難しい。

子育てが一段落してから働ける社会になってほしい。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進

ライフステージに応じた就労支援

市役所におけるワーク・ライフ・バランスの率先した推進

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
5-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動	育児休業制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。	事業の継続 人権・男女共同参画課
5-1-2	就労環境改善への支援	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	事業の継続 市民活動課
5-1-3	就労情報の提供	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。	鎌倉市に特化した求人情報の提供 毎月2回の更新を継続 市民活動課
5-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備	育児休業に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。	事業の継続 市民活動課
5-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。	事業の継続 職員課

主要施策 5 - 2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

子育て中の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国のワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することを定めるなど、社会全体の運動として広げていく動きが生まれました。

本市では、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを行うとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、保育サービスの充実に努めています。

近年、男性の子育てへの参画は増加しているものの、引続き、男女がともに子育てと仕事を両立できる社会の実現が求められています。また、男性も女性も自らの意思で職場や家庭、地域において活躍できる機会は増えており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が期待されています。

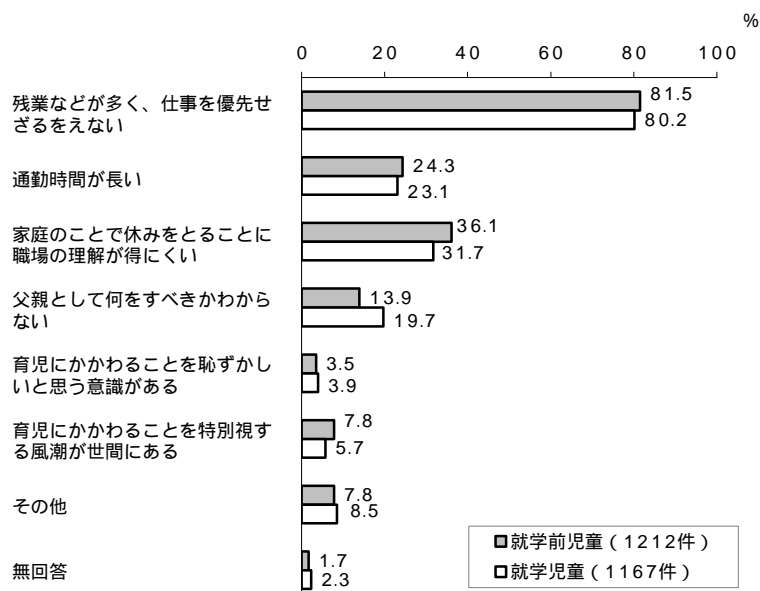


図 父親が子育てにかかわりづらい理由

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

実際の今の保育園は子どもの送り迎えとか行事には半数は父親が協力している。特に、朝の出勤前に父親が子どもを連れてきて、そのまま会社に行くというケースが非常に増えている。

出産前に父親が、必ず母親と出産のための講座を受けることが必要。

施策の方向性

仕事と家庭における男女平等な責任の両立

保育サービスの充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
5-2-1 男女共同参画社会づくり	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。	事業の継続	人権・男女共同参画課
5-2-2 父親への育児支援	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。	父親の参加率の向上 [20年度 両親学級 39.6% 親子ふれあいセミナー6.1%]	市民健康課
5-2-3 ファミリーサポートセンター事業 (重複掲載 1-3-6)	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	事業の継続	こども相談課
5-2-4 子どもの家 (重複掲載 1-4-13)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、ガイドラインの遵守に努めつつ健全な育成を図ります。	待機児童数0人の維持と環境の整備	青少年課
5-2-5 各種保育サービス (重複掲載 主要施策 1-4)	通常保育、延長保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実を図ります。	1-4 参照	保育課